

「歯科技工士法の留意点及び職務に係る通知等」

歯科技工所管理者であるにもかかわらず、法律や省令を遵守していない歯科技工士が散見される。

その結果、違法行為が蔓延し、やがて国民に安心・安全な歯科補綴物が供給できなくなることはおろか、医療従事者としての自覚の欠如に繋がりがねないのが現状である。

そこで、行政担当職員を招聘し、今一度、法令の遵守や厚生労働省通知等を会員・非会員問わず周知徹底させたい。

「令和5年10月1日消費税インボイス（適格請求書）制度導入」

令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が開始されます。

インボイス制度とは、買い手が仕入に係る消費税について、仕入税額控除の適用を受けるために、原則として適格請求書（インボイス）等の保存を義務付ける制度です。

インボイス制度では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が、消費税の仕入税額控除の要件となります。適格請求書（インボイス）を交付するためには、適格請求書発行事業者として税務署長の登録を受ける必要があり、その申請は2021年（令和3年）10月1日から開始しています。セミナーでは、インボイス制度の概要と、制度を導入するための実務上のポイントを解説します。